

背景・課題

①福祉ニーズの多様化・複雑化

複合的なニーズを有する場合や分野横断的なニーズ等への対応が課題



②高齢化の中で人口減少が進行

地域の実情に応じた体制整備や人材確保が課題

課題解決のための主要な取組

地域の福祉サービスの包括的な提供の仕組み

- 地域包括支援体制の構築【社会局】
 - ・多機関・他分野協働による新たな地域包括支援システムを構築
- ひとり親家庭の相談窓口のワンストップ化の推進【雇児局】
 - ・子育て、教育、生活、就業に関する相談をワンストップで行える体制を整備
- 生活保護受給者等の居住確保【社会局】
 - ・在宅生活の見守りや福祉サービスとの連携の下、居住確保を支援など

サービスを効果的・効率的に提供するための生産性向上

- 介護ロボット等の開発の加速化のための支援【老健局】
 - ・介護ロボット等の開発・普及に必要な支援を一体的に提供できる拠点施設での取組の推進等
- 効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業の実施等
 - ・介護施設や居宅介護支援事業所等のICT化等のモデル事業を実施【老健局】(生産性の向上、事業者間連携等)
 - ・産学官のプラットフォームの構築【社会局】など

地域の福祉サービスに係る新たなシステムを担う人材の育成・確保

- 潜在介護福祉士・保育士対策の強化【社会局】・【雇児局】
 - ・離職した介護福祉士の届出システムの構築
 - ・潜在保育士に対する保育所の優先利用・保育料の補助等
- 質の高い介護人材の養成の推進【社会局】
 - ・介護福祉士国家試験の合格を目指す学生等に対する修学資金の貸付
- 介護人材の機能分化に資する研修プログラムの開発【社会局】
 - ・マネジメントや他職種との連携能力向上に資する研修プログラムの開発など

「地域の福祉サービスに係る新たなシステムの構築」に関する事業一覧

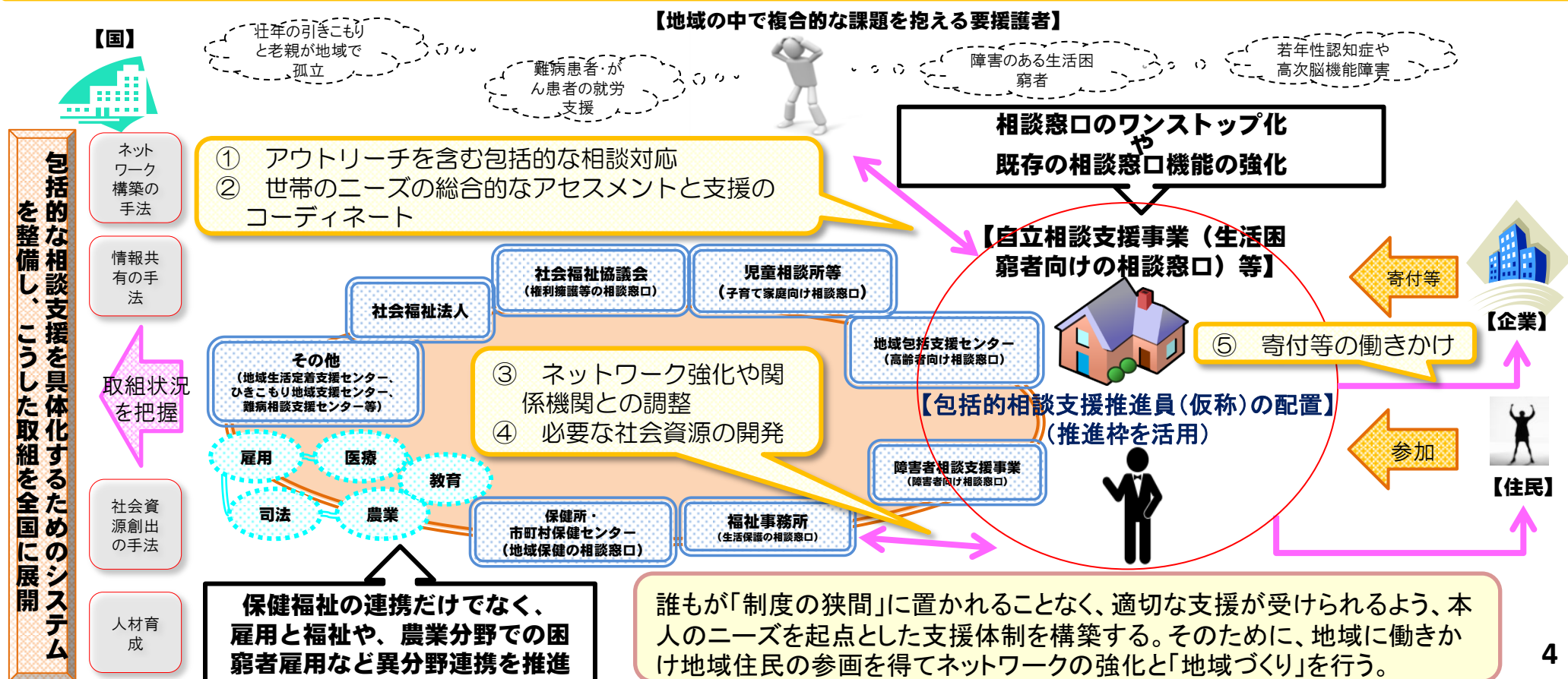
* 社:社会・援護局(社会)、障:障害保健福祉部、児:雇用均等・児童家庭局、老:老健局

[単位:千円]

視点	番号	事業名	所管部局*	28年度 要望額
〈各論1〉 ニーズに対応できる地域の福祉 サービスの提供の仕組み	1-1	包括的な相談システムの構築	社	1,883,000
	1-2	福祉のまちづくりアワード選考・開催	社	18,477
	2	ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業(ひとり親家庭集中相談体制の整備)	児	242,700
	3	生活保護受給者等の居住確保の推進	社	1,159,500
	4	社会福祉法人制度改革への対応	社	808,779
	5	生活保護制度の見直し検討のための調査・研究	社	232,048
	6	生活保護における年金調査の推進	社	300,000
				4,644,504
〈各論2〉 サービスを効果的に提供するための 生産性の向上	7 介護ロボット・福祉用具の開発・普及			
	7-1	介護ロボット開発加速化事業	老	500,000
	7-2	(ロボット技術を活用した自立支援機器開発促進(障害者自立支援機器等開発促進事業))	障	83,200
	7-3	地域における障害者自立支援機器の普及促進事業(地域生活支援事業)	障	470億円の内数

〈各論2〉 サービスを効果的に提供するための 生産性の向上	8 効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業			
	8-1	居宅事業所間の効率的連携促進事業	老	159,361
	8-2	介護施設等の効率性向上促進等事業	老	225,328
	8-3	小規模事業者を含む地域の事業者の連携事業	社	52,068
	8-4	産学官の協働による介護活性化・生産性向上推進拠点の整備	社	20,808
	9 質の高い介護人材の確保(各論3で後述)			
	9-1	介護福祉士等修学資金貸付金事業	社	(613,200)
	9-2	離職した介護福祉士の届出システムの構築	社	(341,823)
				1,040,765
〈各論3〉 新たなシステムを担う人材の育成・ 確保	-	【再掲】介護福祉士等修学資金貸付金事業(No.9-1)	社	613,200
	-	【再掲】離職した介護福祉士の届出システムの構築(No.9-2)	社	341,823
	10	潜在保育士の再就職支援	児	668,076
	11	マネジメント・他職種連携能力向上研修プログラムの開発・実施	社	10,177
合 計				7,318,545

- 我が国の福祉サービスは、高齢、障害、児童その他対象者ごとに専門的サービスが充実してきたところ。他方、福祉ニーズの多様化・複雑化や人口減少など地域社会が変容する中で、単独の機関によるアプローチでは、十分対応できないケースも浮き彫りになっている。
- 既存の支援体制の存在や地域によって実情が異なることも踏まえながら、こうした新たな課題に対応するため、
- ・ 地域の中で「狭間のニーズ」を掬い取り総合的な見立てとコーディネートを行う機能を強化する
 - ・ 多機関・関係者の連携を強化し社会資源の開発を図る
 - ・ 支援人材を育成しつつ、包括支援のノウハウを全国展開する
- などの取組を通じ、**多機関・多分野協働による新しい包括的な相談支援システムを構築**する。



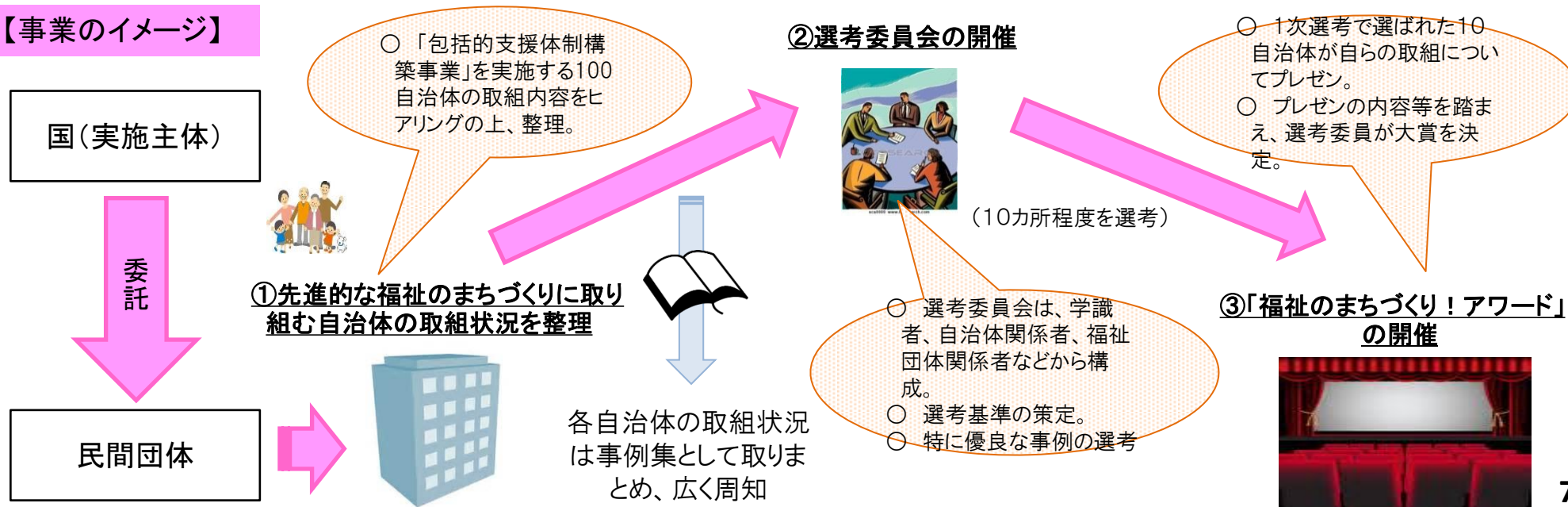
現行の地域における分野別の相談窓口

分 野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
福祉相談窓口	自治体本庁 福祉事務所 社会福祉協議会	各種福祉制度等の相談、年金、障害者手帳取得等の各種申請等 生活保護制度の相談 生活福祉資金貸付事業、日常生活自立支援事業、ボランティア活動等
仕事・就労	ハローワーク、地域若者サポートステーション、職業訓練機関、就労支援をしている各種の法人・団体（認定就労訓練事業の事業所を含む）等	求人情報提供、職業相談・職業紹介 求職者支援制度、職業訓練、就労の場の提供等
家計	家計相談支援機関、日本司法支援センター（法テラス）、弁護士（会）、消費生活センター（多重債務者等相談窓口）等	多重債務等の問題解決、家計からの生活再建支援等
経済	商店街・商工会議所、農業者・農業団体、一般企業等	就労の場の提供、職業体験、インターンシップ等
医療・健康	保健所、保健センター、病院、診療所、無料低額診療事業を実施する医療機関	健康課題の把握・解決等
高齢	地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等	高齢者の相談支援等
障害	障害者相談支援事業所、障害者就業・生活支援センター、障害福祉サービス事業所等	障害者の生活および就労等に関する相談支援、障害福祉サービスの提供支援等

分 野	関係機関等	具体的な支援メニュー（例）
子育て・教育	家庭児童相談室、児童家庭支援センター、児童相談所、地域子育て支援センター、その他子育て支援機関、学校、教育機関、ひきこもり地域支援センター、フリースクール、学習支援機関等	虐待・DV等の相談支援、子育て支援、ニート・ひきこもりの相談支援、学習支援、居場所の提供等
刑余者等	更生保護施設、自立準備ホーム、地域生活定着支援センター等	刑余者や非行のある少年等に対する自立更生のための相談支援（生活基盤確保、社会復帰・自立支援）等
地域	民生委員・児童委員、地域住民、町内会・自治会、社会福祉法人、N P O、ボランティア団体、警察、日常生活に関わる民間事業者（郵便・宅配事業者、新聞配達、コンビニエンスストア、電気・水道・ガス等の公共インフラ事業者）等	対象者の把握・アウトリーチ、見守り活動、社会参加支援、居場所の提供、ピアサポート等

- 家族関係や地域社会の変容等に伴い、福祉ニーズの多様化、抱える困難の複合化、必要な支援の複雑化が進むとともに、人口の減少局面に入っていることを踏まえ、誰もが支え・支えられる社会の実現を目指しつつ、これまで以上に地域の実情を踏まえた効果的かつ効率的な福祉サービスの提供体制を構築していくことが必要。
- そうした中で、例えば、複合的な課題に対応できる包括的な相談支援体制を構築する取組や、対象者を問わない総合的なサービス提供の取組、生産性の高い効率的なサービスを提供するための取組など、自治体における創意工夫ある効果的な取組事例について、全国で横展開を図っていく観点から、これらを集約し、広く周知を図るとともに、関係者を集め、自治体からの事例発表、当該事例についての有識者による講評などを行う「福祉のまちづくり！アワード」を開催する。

【事業のイメージ】



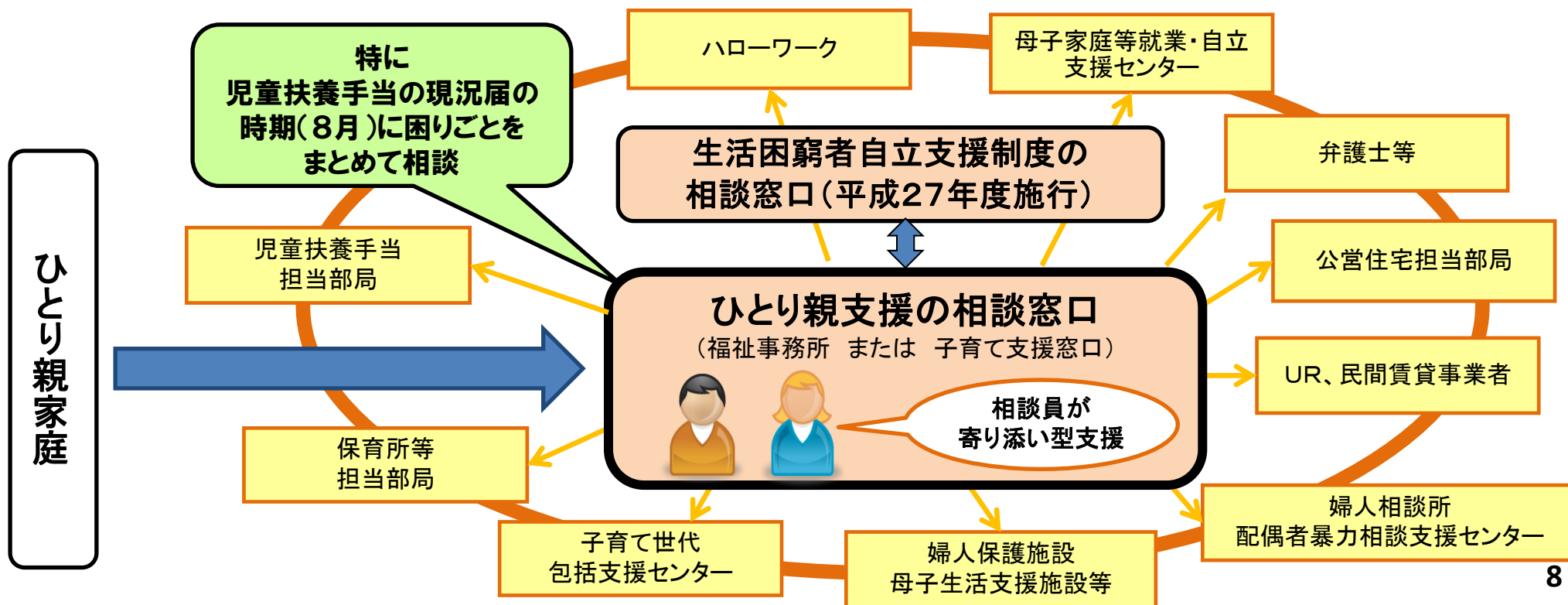
相談窓口のワンストップ化の推進 ～ひとり親家庭集中相談体制の整備等～

概要

○ひとり親家庭の相談窓口は、母子・父子自立支援員に加え、就業支援専門員の配置を進め、子育て・生活に関する内容から就業に関する内容まで、ワンストップで相談に応じることができる体制を整備し、必要に応じて、他の支援機関につなげるにより、総合的・包括的な支援を行う体制を整える。

○児童扶養手当の現況届の時期等(集中相談期間)に、子育て・生活、就業、養育費の確保など、ひとり親が抱える様々な課題をまとめて相談できる体制の構築を支援する。

※これにより、自治体が集中相談期間以降もひとり親家庭を継続的にフォローすることが可能



趣 旨

- 本年5月の川崎市の簡易宿泊所火災を踏まえ、簡易宿泊所に入居する生活保護受給者の居住の確保を推進するため、国土交通省と連携しつつ、転居支援の充実・強化を図ることが必要。
- また、本年7月からの住宅扶助基準見直しの円滑な施行を図るため、生活保護受給者に対する安価で質の良い住居確保の支援を図るとともに、貧困ビジネスへの対応として劣悪な施設からの転居支援を行うことが必要。
- このため、平成25年度から実施してきた「居住の安定確保支援事業」を充実・強化し、全国的な支援を実施する。
- 併せて、今後、生活保護受給者・生活困窮者の居住確保の在り方について、国交省や省内関係部局等と検討していく。

現状・課題

(生活保護受給者)

- 簡易宿泊所等の住環境等が劣悪な住居に居住する高齢受給者の増加
- 平成27年7月からの住宅扶助基準の見直しの円滑施行のため、安価で質のよい住居確保の支援が必要
- いわゆる貧困ビジネスへの対応
- 新たな住宅における近所つきあいなど転居に伴う不安

(家主等)

- 空き部屋の増加に伴う収入減
- 安定的な家賃収入の確保
- 入居者に対する見守り支援
- 転居後のアパート等の清掃の対応

事業内容等

1 事業内容

- ①安価で質の良い住宅のリスト化
- ②不動産業者への同行や現地確認による民間アパートへの入居支援
- ③在宅生活を送る上で必要な見守りや受給者の課題に応じた寄り添い型支援の実施
- ④居住支援協議会、不動産仲介業者、地域住民、介護サービス事業者等との連携強化
- ⑤家賃の代理納付の促進
 - ※ 生活困窮者の居住確保についても、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関と連携して必要な支援を実施する。

2 実施主体 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村

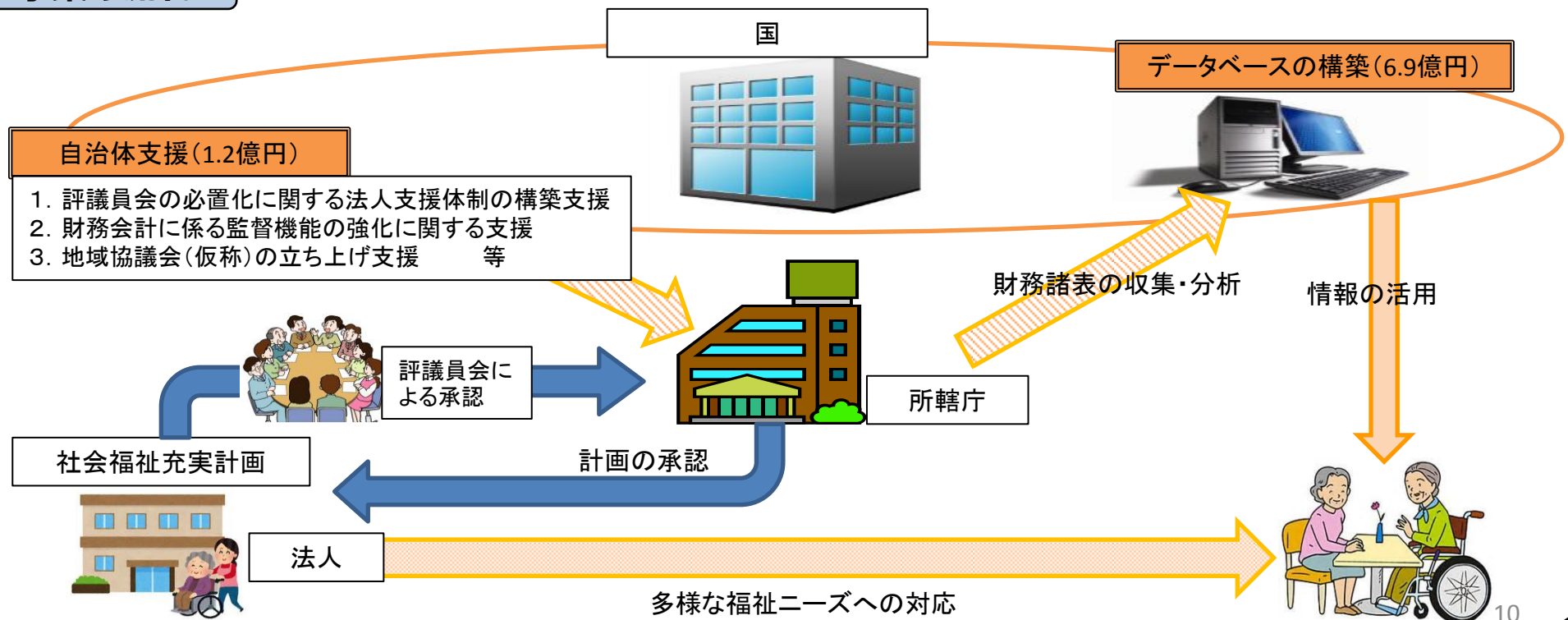
※社会福祉法人、NPO法人等に委託可

3 補助率 3／4

要旨

- 社会福祉法人制度改革において、福祉サービスの供給体制の整備及び充実を図るために、社会福祉法人制度について経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化（社会福祉事業又は地域における公益的な取組への計画的な再投資等）を図ることにより、地域における相談支援等、多様な福祉ニーズに対応する社会福祉法人の役割を徹底することとしている。
- その一環として、社会福祉法人の法人を単位とした運営状況及び財務状況に係る情報について、国において一覧性・検索性を持たせたデータベースを整備・構築することにより、法人運営の透明化・適正化を図る。
- 併せて、評議員会の必置化に関する法人支援体制の構築等の自治体支援を行う。

事業の流れ



要求要旨

- 生活保護制度については、次期生活扶助基準の検証(平成29年度)にあわせ、年齢、世帯類型、地域実態等を踏まえた保護のあり方や更なる自立促進のための施策等の制度全般について、予断なく検討し必要な見直しを行うこととしている。
- このような状況を踏まえ、次期生活扶助基準の改正や生活保護制度の見直しの検討のため、
 - ① 一般世帯及び生活保護世帯の生活実態の調査費用
 - ② 保護動向等の詳細な把握及び分析費用等
 について要求する。

①家庭の生活実態及び生活意識に関する調査(仮称)

1 概要

一般世帯及び生活保護世帯の生活実態を調査し、今後の生活保護制度の見直しに係る基礎資料とする。

2 要求内容

平成28年国民生活基礎調査及び平成28年度社会保障生計調査の後続調査として一般世帯及び生活保護世帯に対する生活実態を調査するために必要な費用及び集計・分析費用

3 調査の対象及び調査内容

- ・調査対象 一般世帯: 平成28年国民生活基礎調査(所得票)の調査対象世帯(約4万世帯)
生活保護世帯: 平成28年度社会保障生計調査の調査対象世帯(1, 110世帯)
- ・調査内容(検討中)
生活実態及び生活意識に関する調査(普段の生活、耐久財の保有状況、親族・近隣とのおつきあい、住環境 等)
- ・調査実施時期 平成28年7月

4 所要額 58, 257千円

②保護動向等の適切な把握及び分析等

1 概要

保護動向等を詳細に把握・分析等を行い、今後の生活保護制度の見直しに係る基礎資料とする。

2 要求内容

世帯類型間の移動件数や平成27年度改正の住宅扶助基準への対応などを把握するためのシステム改修費及び民間シンクタンクへの分析

3 対象及び内容等

- (1) 生活保護業務データベースの改修
 - ・世帯類型間の移動件数
 - ・住宅扶助基準に対応する最低面積水準の状況 など
- (2) 保護動向等に係る調査・研究
 - ・保護動向や保護に至る要因の詳細な把握・分析
 - ・改正生活保護法の施行状況等の把握
 - ・生活保護基幹システムの統合に向けた検討 等

4 所要額 173, 791千円

政府要請

- 「経済財政運営と改革の基本方針2015」（平成27年6月30日閣議決定）においても、「生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う」とされている。

趣 旨

- 改正生活保護法（平成26年7月1日）において、福祉事務所の調査権限が拡大されたことに伴い、年金調査等の重要度が増大。
- 専門性の高い年金調査（年金加入歴、実際の職歴、年金保険料の収納状況等の確認）の実施。
- 要保護者が適切に年金を受給することにより、生活保護の適正化が図られる。

事業概要

年金調査について、保護申請時のケースも対象とする。

（参考）改正生活保護法（施行期日：平成26年7月1日）

福祉事務所の調査権限を拡大

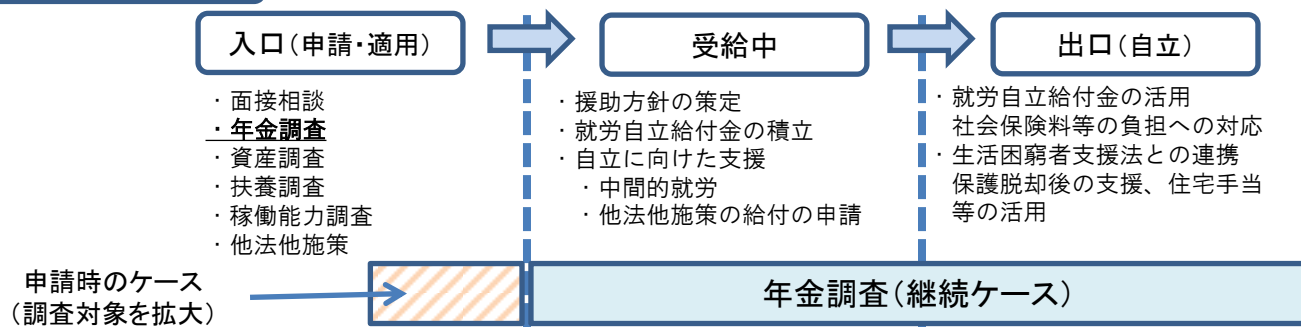
- ・「資産及び収入」に限定されている調査事項について、就労や求職活動の状況、健康状態、扶養の状況等を追加。また、調査対象に過去に保護を受給していた者を追加
- ・福祉事務所が行う官公署等への情報提供の求めに対して回答を義務付ける

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2015（平成27年6月30日閣議決定）（抜粋）

（生活保護等）

足下の経済雇用情勢を踏まえ、就労支援を通じた保護脱却の推進のためのインセンティブ付けの検討など自立支援に十分に取り組むとともに、生活保護の適用ルールの確実かつ適正な運用、医療扶助をはじめとする生活保護制度の更なる適正化を行う。（以下、略）

事業イメージ



概要

介護ロボットの開発や普及を加速化させるため、全国で10カ所程度を拠点施設として位置づけ、各地域で着想段階から上市段階までに必要とされる事業（ニーズとシーズの連携・協調、試作品のロボットを用いた臨床評価、開発された製品の活用方法等の普及など）を、開発支援コーディネーターを配置し、介護施設や開発企業と連携を図りながら一体的に提供できる体制を整備する。

事業内容

拠点施設に開発支援コーディネーターを配置し、

- ①介護現場と開発企業との意見交換等を通じて、着想段階から介護現場のニーズに基づいた開発テーマの実現可能性などの調整を行う協議会の設置
 - ②介護ロボットを活用した新しい介護技術の開発を支援
- など開発の各段階で必要な支援を介護現場、企業と連携を図りながら一体的に実施する。

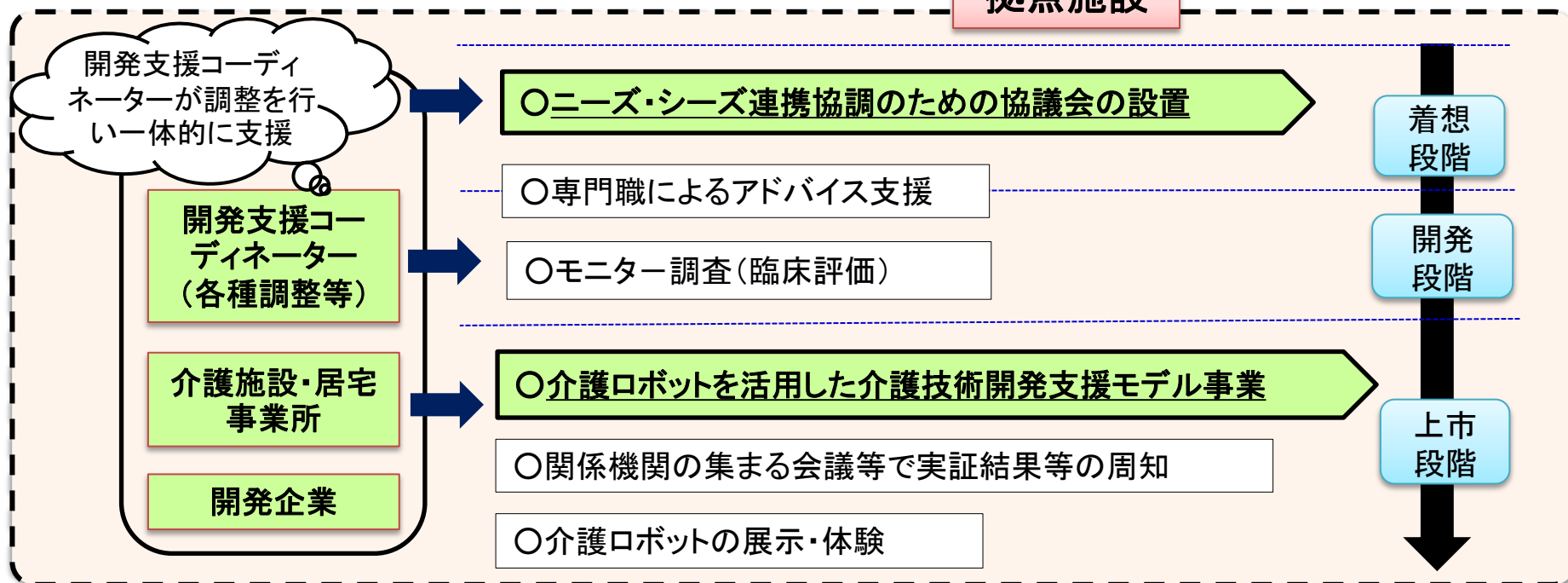
国



【事業実施方法】

委託費補助（全国10カ所程度、1カ所あたり5,000万円）

拠点施設



【事業内容】

- マーケットが小さく事業化や実用的製品化が進まない障害者自立支援機器について、企業等が障害当事者と連携して開発する取組に助成を行い、新たな企業の参入を促し、各企業が適切な価格で障害者が使いやすい機器を製品化し、普及を図る。
- 加えて、筋電義手など、ロボット技術を活用した障害者向けの自立支援機器の開発促進を図る。

※ 参考(筋電義手)

筋収縮時に発生し皮膚表面で計測される表面筋電位を用いてロボットハンドを制御する電動義手であり、手指欠損者は、ロボットハンドが搭載されたソケットを断端部に装着し、義手として操作する。

シーズとニーズのマッチング

開発着手～試作～実証実験～製品化

製品の普及

開発者や研究者が持つ「シーズ」と障害当事者や福祉事業所の職員等が持つ「ニーズ」のマッチングを目的とした交流会を開催

ニーズを持つグループ
(ユーザー側)

障害当事者、家族
福祉事業所の職員等



実際に福祉機器を利用
等した上で、機器の改善
点や機器に関するニーズ
等を開発側に伝える。

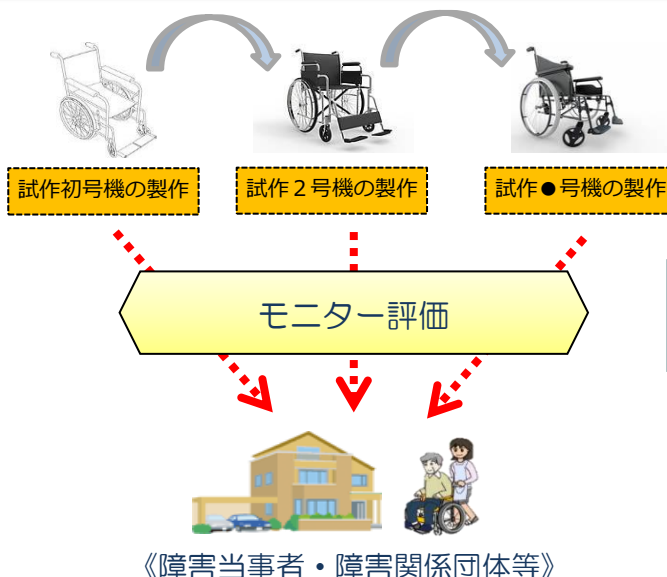
シーズを持つグループ
(開発側)

開発企業、大学の研究
者、リハ研究所等



福祉機器の展示・デモ
ンストレーションのほか、
障害当事者との意見交
換を実施。

障害者のニーズを的確に捉えた
障害者自立支援機器の開発着手



実用的製品化

開発された新製品等を公開し、障害者等に普及

【事業内容】

地域において核となるテクノエイドセンター(仮称)を県庁所在地等に設置し、障害者の自立支援機器に関する相談窓口の設置、障害者向け支援機器の試用、利用者が選択するためのマッチング等を行う。

【実施主体】

都道府県、政令指定都市等 (委託可)

テクノエイドセンターの事業内容

製品の展示



相談



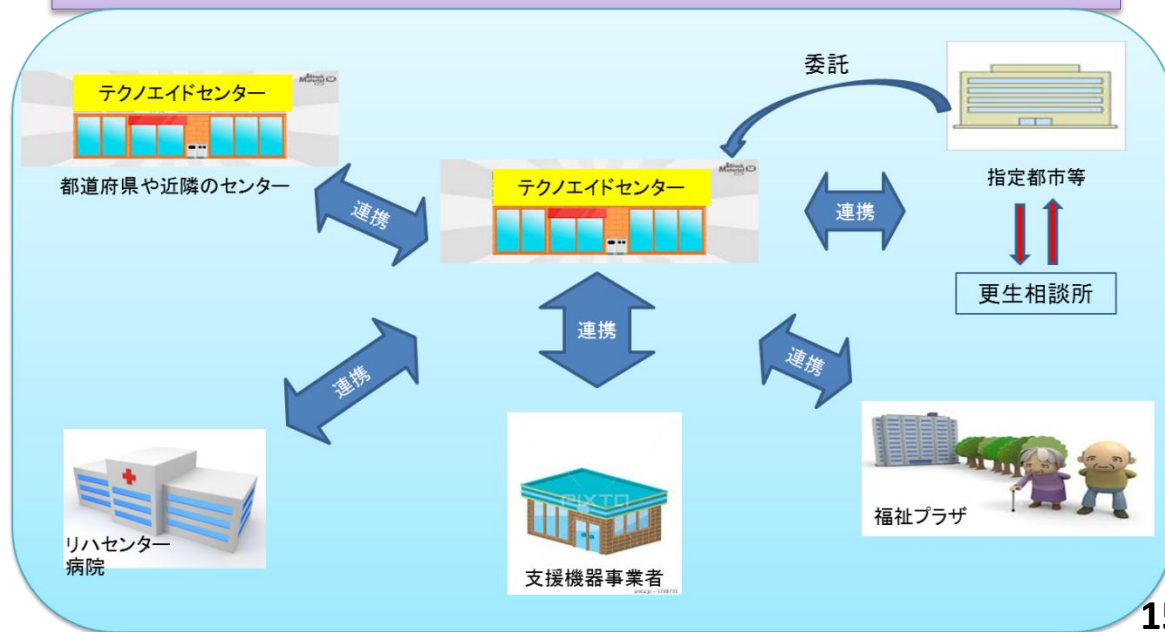
試用



連携



地域における連携イメージ



概 要

介護保険事業所におけるICTを活用した効率化を推進するため、①居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所の業務効率化及び事業者間の効果的な情報連携に資すると認められる取組事例の収集、②新規性・革新性のある取組の実証研究、③取組事例の公表などについて、モデル事業として実施する。

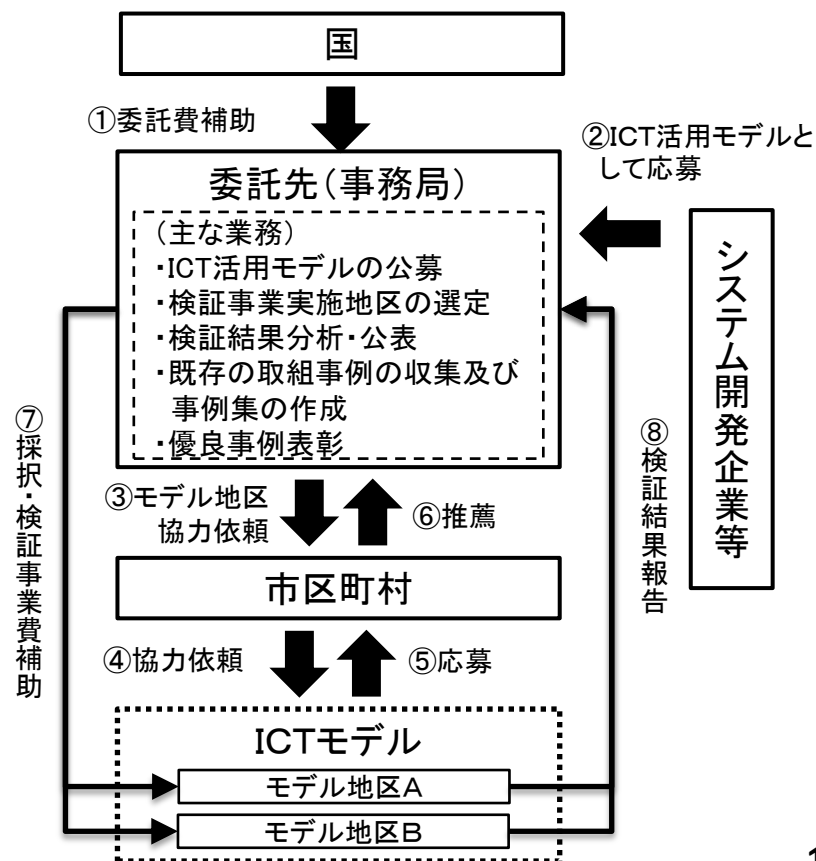
事業内容

- 効率的・効果的な情報連携に資するICTを活用した取組モデルの収集
 - ・ 効率的・効果的な情報連携や生産性の向上などを目的とするICTを活用した取組モデルについて、公募により収集
- ICTを活用した取組に係る効果測定（実証研究）
 - ・ 収集した取組のうち一定の要件を満たすものを、地域の様々な事業所間の情報連携が可能な仕組みとして再構築した上で、新たな取組として複数地域における効果測定を実施し、結果を公表
- 取組事例集の作成
 - ・ ICTの活用により一定の効率化を実現している既存の取組について、事例集として取りまとめ、公表

【効果測定の対象となる取組の要件等】

- ・ 効果測定の対象となる取組は、効率化に係る一定の水準を満たすとともに、多様な地域への導入可能性のあるものを採択（要件の一例）
 - ・ 異なるサービス種別、法人間の情報連携に資すること
 - ・ 要綱に定める項目について、情報連携が図られていること
 - ・ 中小の事業者が導入可能な導入コストであること
- ・ 1つの取組につき、複数地区において効果測定を実施
- ・ 補助単価 1地区あたり3,000千円（※）
 - ※ システム開発経費は含まず、効果測定を実施する期間（3か月程度）に要するランニングコストに相当する額

【事業の流れ】



概 要

介護ニーズが増加する一方、労働力人口が減少する状況を踏まえ、介護施設等における効率的かつ良質で効果的なサービス提供を促進する。

介護施設等の効率性向上促進モデル事業

(1) 自治体におけるモデル的な取組の実施

介護施設等における、ICTや福祉用具の活用等によるサービスの効率性の向上や利用者のニーズに応じた適切なサービス提供に資する取組について、モデル的に実施するための費用について補助を行う。

(実施主体) 都道府県・市町村
(補助単価) 17,000千円/自治体

(2) 国によるモデルの分析・評価・普及

(1) のモデル事業に実施に際して、参考となる先駆的な事例の収集や必要に応じて助言等を行うとともに(1年目)、モデル事業の成果等について収集・分析し、効率的・効果的なサービス提供に資する取組の普及を図る(2年目)。

【具体的な取組例】



福祉用具等の効率的な活用



異業種の経営者や他の介護事業者等との意見交換や情報共有

- ・介護施設等におけるサービスの効率性の向上
- ・利用者のニーズに応じた適切なサービス提供
- ・当該施設の課題分析・問題解決 等



ICTの活用



ベテラン職員のノウハウの見える化

介護サービスの質の向上推進事業

(1) 自治体におけるサービスの質の向上を促す取組の推進

自治体(保険者等)が介護施設等の事業者に対し、サービスの質の向上を促す取組を行う場合に補助を行う。

(実施主体) 都道府県・市町村
(補助単価) 1,000千円/自治体

(2) 国による自治体(保険者等)に対する介護相談員派遣等事業等の普及促進

【具体的な取組例】

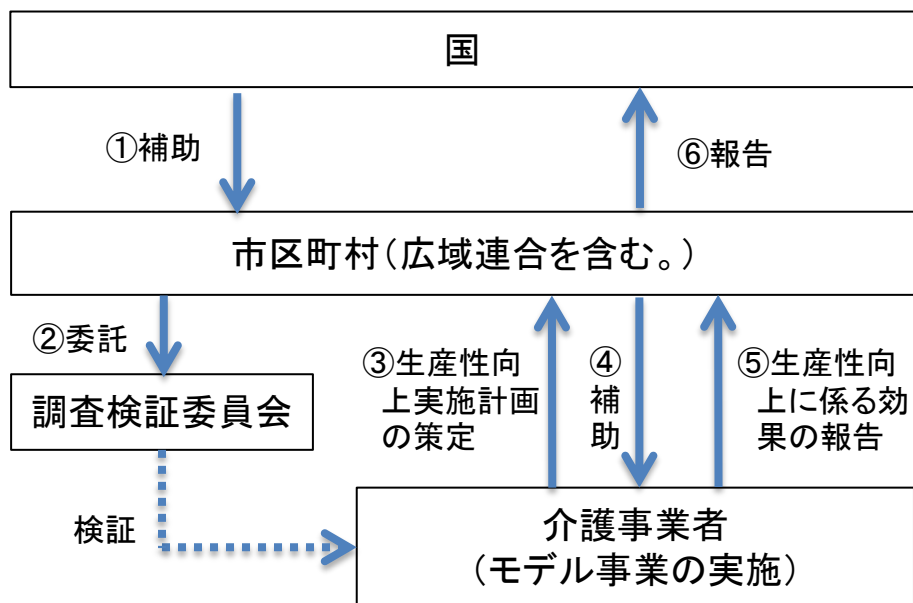
- ・第三者評価の受審率向上に向けた取組
- ・介護相談員の受入拡大に向けた取組 等

介護相談員派遣等事業

市町村(保険者)が、介護施設等へ介護相談員を派遣し、利用者の不安等の解消を図るとともに、サービス担当者との意見交換等を行う。

- 小規模事業者を含む地域の事業者の連携による人材育成の共同実施や人材交流等をモデル事業として実施し、生産性向上の効果に係る分析・検証を行うほか、取組の推進を図る。

(交付の流れ)

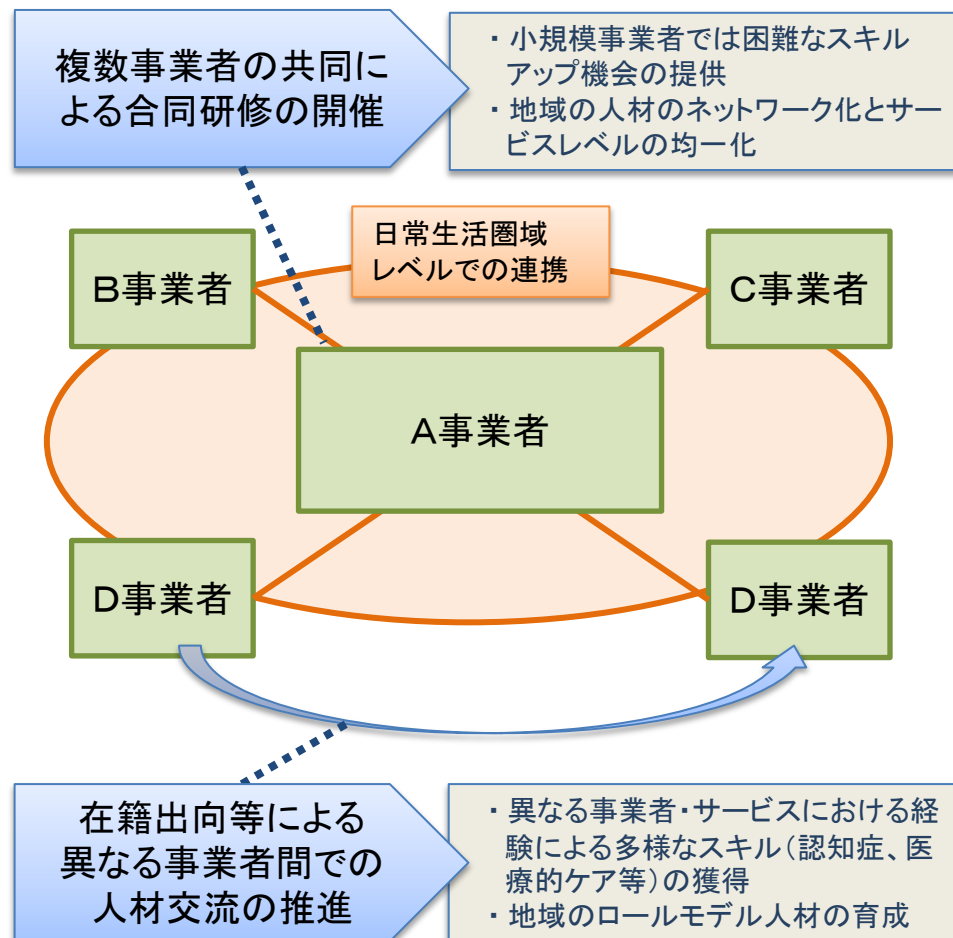


(実施主体) 市区町村(10箇所程度)

(補助額) 1市区町村当たり 5百万円程度

※ 本モデル事業は、産官学の協働による介護活性化・生産性向上推進拠点とも連携の上、実施

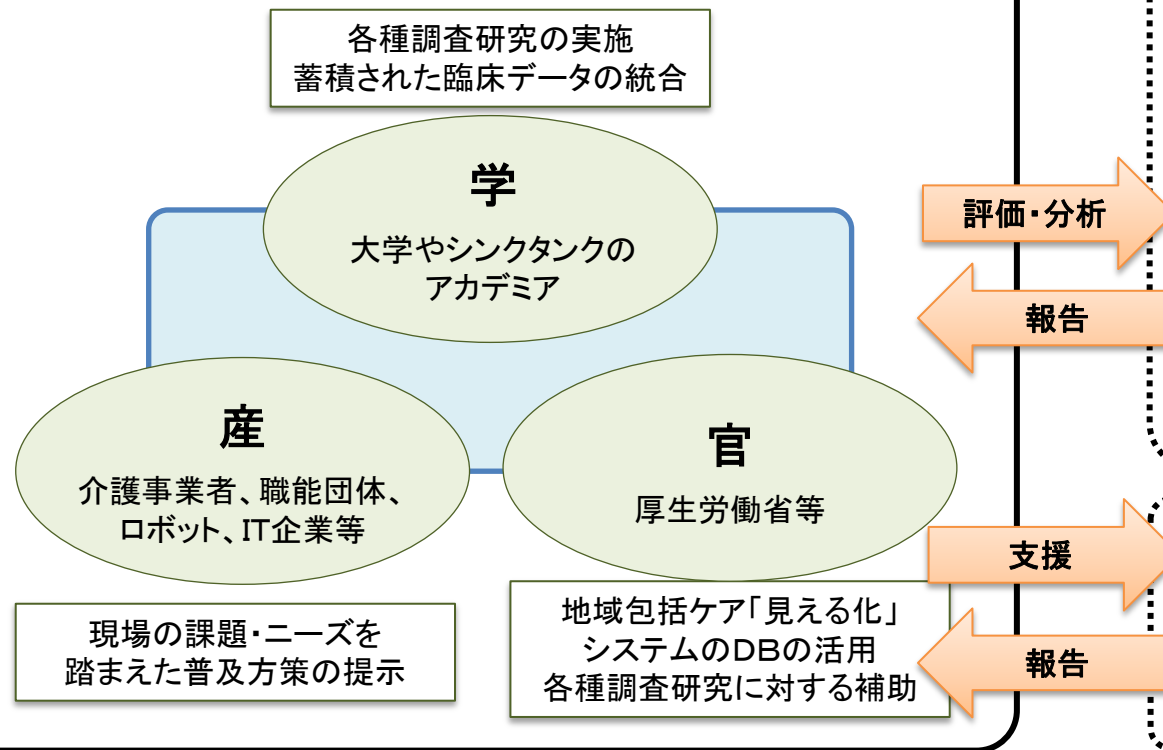
(モデル事業の実施イメージ)



※その他、管理業務の共同実施等も想定

- 「サービス産業チャレンジプログラム」(平成27年4月15日日本経済再生本部決定)では、横断的に「サービス品質の見える化を進め、質の高いサービスが消費者に評価される仕組みを広く普及していく」こととしている。
- 他方、介護の生産性については、個々の現場で区々に捉えており、切磋琢磨が進みにくく、取組の方向性を統一的に取りまとめることが必要。このため、産学官のプラットフォームを構築し、生産性の「見える化」と尺度の共通化に向け、モデル事業の評価や現場レベルでの普及上の課題を検証。
- 29年度以降もプラットフォーム機能を活用し生産性向上に向けた各種取組(研究等)を推進

産学官の協働による介護活性化・生産性向上推進拠点



効果的・効率的な介護サービス提供のためのモデル事業

介護施設等の
効率性向上
(ICTの活用等)

居宅介護支援事
業所と居宅サービ
ス事業所の連携

小規模事業者
の連携

自治体等

効果的・効率的なサービス提供モデルの分析・評価

介護ロボット・福祉用具の開発・普及

質の高い人材の確保

その他の取組

- 2025(平成37)年に向け、介護現場で医療ニーズへの対応を含めた専門性を持ち、中核的な役割を果たす人材を確保することが求められている。
- 介護職で唯一の国家資格である介護福祉士については、「社会福祉法等の一部を改正する法律案」が成立した場合介護福祉士養成施設の卒業生に対する国家試験の義務付けが漸進的に導入され、また、喀痰吸引等の医療的ケアを介護福祉士の業務として行うことが予定されている。
- そのため、介護福祉士養成施設卒業生に対し、従前からの修学資金貸付事業の内容を拡充し、国家試験受験対策費用の支援を行うことにより、**質の高い介護実践や他職種との協働によるチームケアなど介護現場の中核的な役割を担う質の高い介護人材の養成を推進し、介護の質の確保と生産性の向上を図る。**

(貸付条件)

○貸付額(上限)

i 介護福祉士又は社会福祉士養成施設修学者

ア 学 費 5万円(月額)

イ 入学準備金 20万円(初回に限る)

ウ 就職準備金 20万円(最終回に限る)

エ 国家試験受験対策費用 4万円(年額)※介護福祉士養成施設修学者のうち平成29年度以降の
卒業見込者に限る

オ 生活費加算 4.2万円程度(月額)

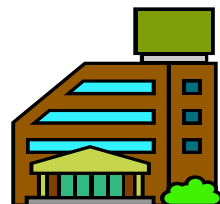
※生活保護受給者及びこれに準ずる経済状況の者に限る

ii 実務者研修受講者 一人当たり20万円

【実施主体】

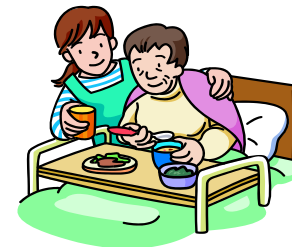
都道府県又は都道府県が適当と認める団体

【補助率】

国2/3、都道府県1/3

貸付

【福祉・介護の仕事】

借り受けた修学
資金の返済を全
額免除。5年間福祉・介護の
仕事に継続して従事

(途中で他産業に転職)

(卒業後原則1年以内に福祉・
介護の仕事に就職)

【介護福祉士・社会福祉士養成施設の学生】

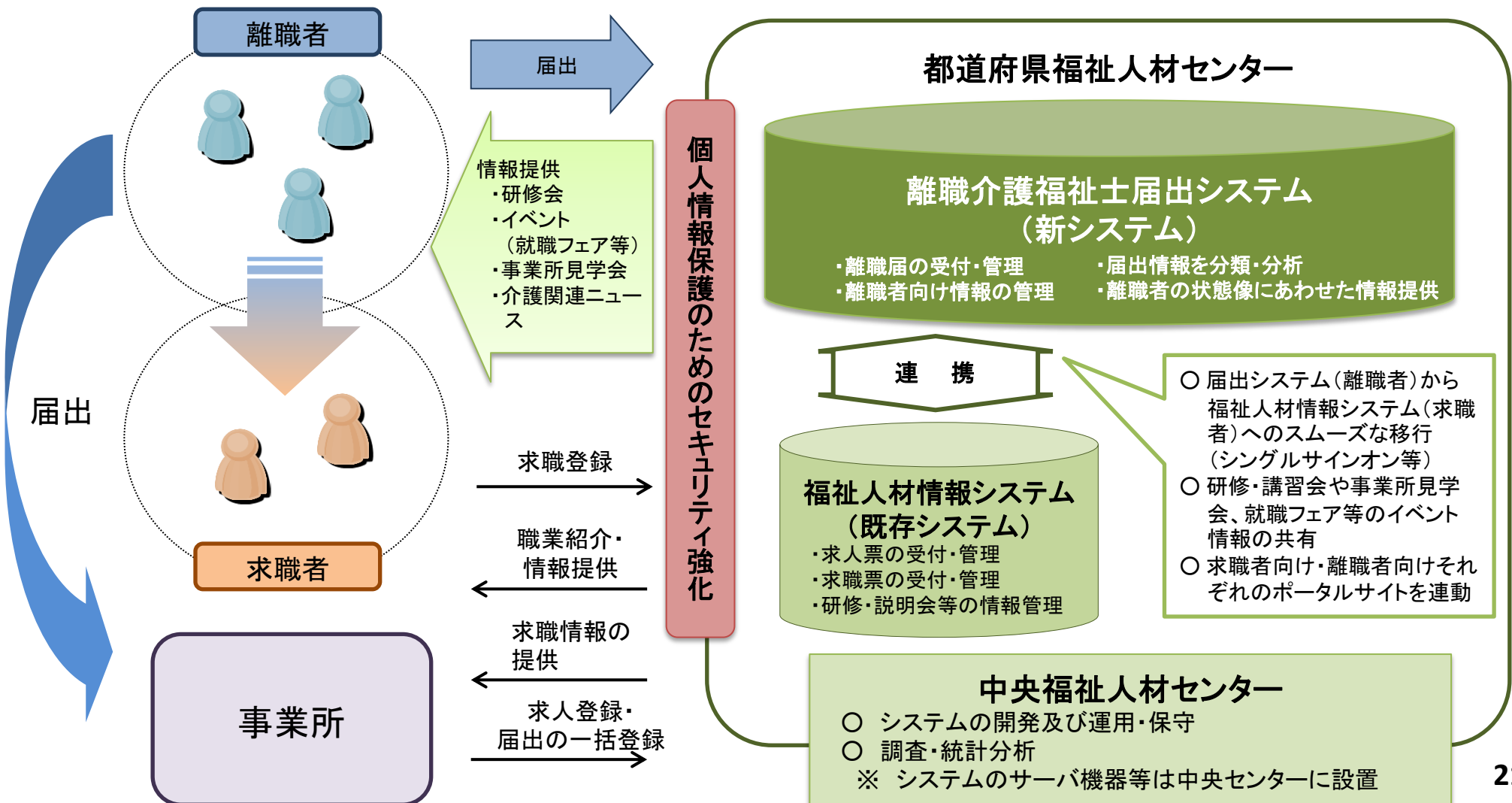
【他産業の仕事】

借り受けた修学
資金を実施主体
に返済。

(他産業に就職)

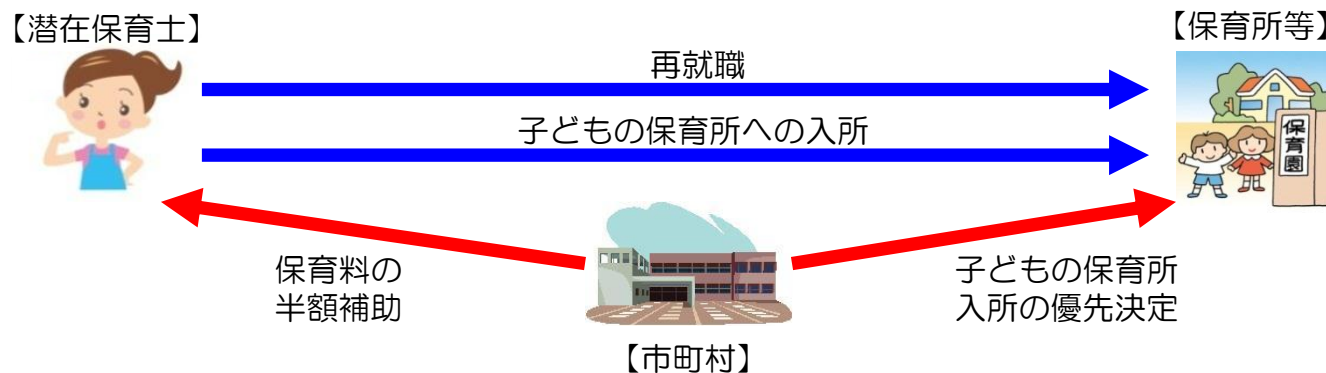
- 潜在介護福祉士対策の強化のため、改正社会福祉法案が成立した場合、離職した介護福祉士の届出システムを新たに創設。既存システムについても併せて当該新システムとの連携のための改修を行うほか、システム全体として個人情報保護のためのセキュリティ強化のための対策を講じる。

※看護師等についても同様に離職した看護師が情報を届け出る制度があり(平成27年10月施行)、中央ナースセンターに離職者にかかる届出システムが整備されている。



○未就学児をもつ潜在保育士に対する保育所復帰支援

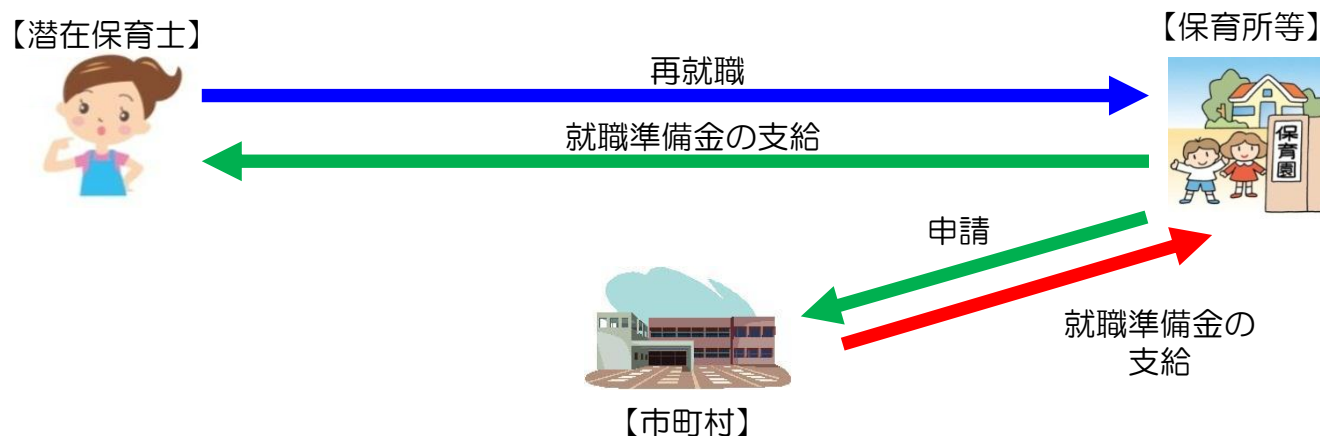
未就学児を有する潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所等への勤務を希望する場合、当該保育士の未就学児を優先的に保育所等に入所させるとともに、当該保育士が支払うべき未就学児の保育料の一部を支援する。



○潜在保育士の再就職促進

潜在保育士（保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者）が、保育士として保育所等に勤務することが決定した場合、就職準備金を助成する。

※ 1 回限り。支給条件として就職後一定程度の保育所等への勤務要件あり。



- 限られた人材を有効に活用する観点から、介護人材の機能分化を進めることとしており、チームケアのリーダーとしてのマネジメントの能力や他職種との連携の能力を有する職員の育成が求められている。これらの能力獲得及び指導者養成のための研修プログラムの開発を行い、全国に展開する。

(事業内容)

- カリキュラム作成検討委員会の設置
- 研修カリキュラムの作成(指導者用、介護職員用)
- 参加者を集いモデル研修を実施

